

広島県収受	
第	号
- 4.12.20	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生機審発 1220 第 1 号  
令和 4 年 12 月 20 日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

リソカブタゲン マラルユーセルの最適使用推進ガイドラインの一部改正につ  
いて

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)において、  
革新的医薬品等の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、  
革新的再生医療等製品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイド  
ラインを作成しています。

リソカブタゲン マラルユーセル（販売名：ブレヤンジ静注）を再発又は難治  
性の大細胞型 B 細胞リンパ腫及び再発又は難治性の濾胞性リンパ腫に対して使  
用する際の留意事項については、「リソカブタゲン マラルユーセルの最適使用  
推進ガイドラインについて」（令和3年5月18日付け薬生機審発 0518 第1号厚  
生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長通知）により示してきたところ  
です。

今般、リソカブタゲン マラルユーセルの効能、効果又は性能の一部変更が承  
認されたこと等に伴い、当該留意事項を別紙のとおり改正いたしましたので、  
貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。なお、改正後の最適  
使用推進ガイドラインは、別添参考のとおりです。

